

議員提出議案第4号

実効性のあるギャンブル等依存症対策を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年2月14日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

太田 晶也 北野 妙子 黒田 當士 西川 ひろじ
杉田 忠裕 土岐 恭生 島田 まり

(別紙)

平成29年2月 日

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
文部科学大臣	厚生労働大臣	
農林水産大臣	経済産業大臣	
国土交通大臣	内閣官房長官	
国家公安委員会委員長	内閣府特命担当大臣	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	(金融)	

大阪市会議長 木下 誠

実効性のあるギャンブル等依存症対策を求める意見書

平成28年12月15日の衆議院本会議において、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が可決され、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）の整備の実現に向けて具体的に動き始めることとなった。

法律の可決にあたっては、同年12月13日の参議院内閣委員会で「カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組み・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。」との内容を含む附帯決議が付されたところである。

本市会においても、昨年10月4日に「ギャンブル依存症にかかる総合的な対策を求める意見書」を全会一致で可決している。

国では、現在、同意見書で求めたギャンブル等依存症の実態把握についての調査・研究等が行われており、また、法律の成立を契機に、昨年12月26日にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が開催され、幅広くギャンブル等依存症全般について、関係府省庁が連携して、包括的な対策が推進されることとなった。

特に、カジノ解禁に伴うギャンブル等依存症の対策については、シンガポールのように予防面から自国民の入場規制などを行うべきである。

よって国におかれては、カジノ解禁に伴うギャンブル等依存症対策がより実効性を伴うものとなるよう、以下の事項について取り組まれることを強く求める。

記

1. 関係省庁ごとに実施されている既存の対策の更なる充実とともに、連携して推進する包括的な対策を具体化のうえ実施すること。
2. ギャンブル等依存症対策を実施するための財源は、国が責任をもって法制上の措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。